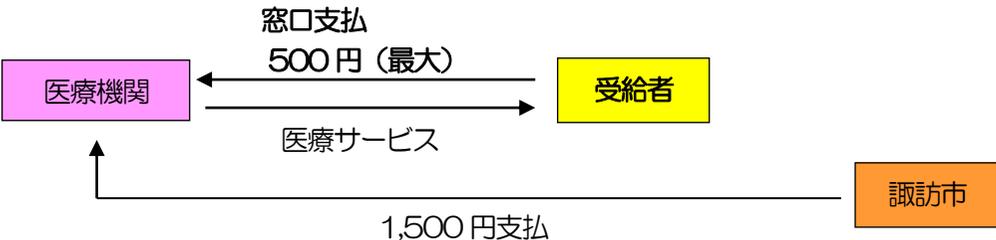
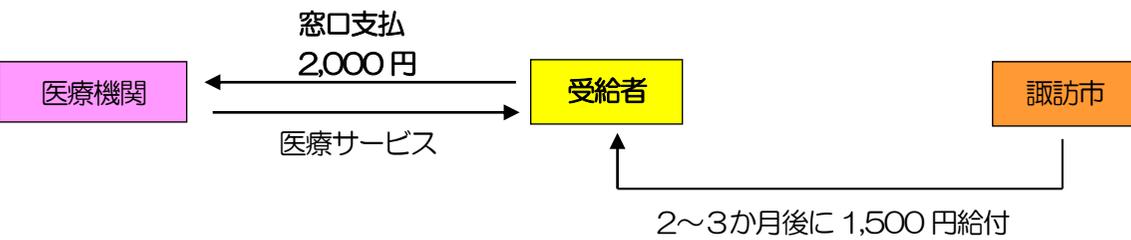


福祉医療費の給付のしくみ（※年齢や医療の種類によって異なります）

年齢の範囲	給付方法	しくみ
<p>0歳から 中学校3年生 までの方 (※注1)</p>	<p>現物給付方式</p> <p>【対象】 ①外来 （医科・歯科・調剤・訪問看護療養費） ②入院 ③入院時の食事療養費</p>	<p>医療機関の窓口では、保険診療の一部負担金のうち、500円（最大）を支払ってください。</p> <p>【例】総医療費 10,000円、未就学児の場合（保険診療の自己負担2割⇒2,000円）</p> 
	<p>自動給付方式</p> <p>【対象】 ①柔道整復師の施術療養費（※注2） ②県外受診、治療用装具、現物給付方式 ができない場合など （※②は、市役所へ支給申請が必要）</p>	<p>医療機関窓口にて一部負担金をいったん支払った後、負担金500円を除いて福祉医療費が支給されます。</p> <p>【例】総医療費 10,000円、未就学児の場合（保険診療の自己負担2割⇒2,000円）</p> 
<p>上記以外の方</p>	<p>自動給付方式</p> <p>【対象】 ①外来、入院、入院時の食事療養費 ②県外受診、治療用装具など （※②は、市役所へ支給申請が必要）</p>	<p>医療機関で支払った医療費（自費分は除く）から、負担金500円を差し引いて福祉医療費を支給します。</p> <p>※なお、加入している医療保険などから給付される額（高額療養費・附加給付金・高額介護合算療養費など）がある場合は、その金額も差し引いて支給します。</p>

(※注1)

現物給付方式は平成30年8月診療分から導入した新しい制度です。平成30年7月診療分までは自動給付方式となります。また、現物給付方式導入に伴い、中学校3年生までのお子さんは全員受給者証があじさい色（薄い水色）に変わります。平成30年8月以降は従前の若草色の受給者証は使えませんのでご注意ください。

(※注2)

柔道整復師の施術療養費（接骨院・整骨院など）は従前どおり自動給付方式となりますが、受診の際は新しいあじさい色の受給者証をご提示ください。